

様式例第 2 号

手 数 料 表

本所が有料職業紹介業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付	1 件につき	0 円（消費税相当分を含む。）を求人者から
求職の受付	1 件につき	0 円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 か月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

※委託事業のため、求人および求職の受付手数料は申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 か月を超えて雇用された場合は、6 か月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の 0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めることにより紹介手数料を申し受けます。）
- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 か月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額
 - ① 当該 6 か月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額 0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額
 - ② 当該 6 か月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

※委託事業のため、上限制紹介手数料は申し受けません。

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。